

社会福祉法人川井心生会役員等報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人川井心生会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

2 全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

3 全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

4 役員等に対する報酬の支給額は、次に定めるものとする。

- | | | |
|---------|---------|----------------|
| (1) 理事長 | 月額報酬支給額 | 40,000円（交通費含む） |
| (2) 理事 | 日額報酬支給額 | 5,000円 |
| (3) 監事 | 日額報酬支給額 | 5,000円 |
| (4) 評議員 | 日額報酬支給額 | 5,000円 |

5 役員等が職務のため会議等に出席及び出張をしたときは、当法人旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）をその都度現金にて支給する。

(当法人職員給与との併用)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、本規程に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給方法は、次の各号によるものとする。

2 理事長報酬については、月の初日から末日までを単位として、その月の25日を支給日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日にかかる場合は、その前日であって25日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日に支給する。

支給については、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 理事長以外の役員等の報酬は、理事会又は評議員会等への出席等法人、施設運営のための業務に当たった都度、現金として支給する。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年6月20日から実施する。